

## P F I 事業における指定管理について

## 1. P F I について

「P F I (Private Finance Initiative)」とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(P F I 法)に基づき、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施することで、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図る事業手法である。P F Iの事業方式としては、民間事業者が自ら資金調達を行い、施設の設計・建設をし、その後、施設の所有権を民間事業者から公共に移転し、民間事業者が施設を維持管理・運営する「B T O (Build Transfer Operate) 方式」や維持管理・運営を行って資金回収を行い、事業終了段階で施設の所有権を民間事業者から公共に移転する「B O T (Build Operate Transfer) 方式」などがある。

## 2. P F I と指定管理

P F I を用いて、公共施設等を整備・維持管理・運営する際、下記の事項を民間事業者に行わせるようにするためには、P F I 事業契約の締結に加え、条例で「公の施設」として位置付け、民間事業者が行う業務範囲を定める指定管理者制度の導入が必要となる。

- ・利用者からの料金を自らの収入として収受すること
- ・条例により定められた枠組みの中で、地方公共団体の承認を得て自ら料金を設定すること
- ・施設の使用を許可すること

■ 公の施設における民間事業者の業務範囲

	指定管理者制度
事実上の業務	○
定型的行為	○
使用料の収入の徴収	○
ソフト面の企画	○
利用料金の収受	○
利用料金の設定	○
施設の使用許可	○

### 3. 宇治市におけるPFI事業

宇治市においては、民間事業者が以下の施設を整備し、施設の完成後に市に所有権を移転し、事業期間中、市がこれら施設を含む事業用地内施設の所有権を有したまま、民間事業者が維持管理及び運営を行う BTO (Build Transfer Operate) 方式を採用しPFI事業の取組を進めている。

(1) 対象施設：(仮称) お茶と宇治のまち歴史公園

(2) 事業の目的：

国史跡「宇治川太閤堤跡」の保存・活用を図り「秀吉と宇治茶」を中心とした宇治の歴史・文化を総合的に分かりやすく伝えるとともに、宇治茶に関する様々な体験ができる観光交流の場とすることにより、周辺地域と連携して宇治の観光振興及び地域振興を図ることとし、以下の3つを本事業の目的とする。

①国史跡「宇治川太閤堤跡」の保存・活用

②宇治の歴史・文化・観光に関する情報発信

③宇治茶に関する魅力発信

(3) 事業の管理運営：

(仮称) お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業募集要項には、管理運営にあたって、指定管理を指定する旨を以下のとおり記載している。

市は、事業用地内施設を地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定による「公の施設」とし、事業用地内施設の維持管理業務及び運営業務にあたっては、宇治市議会に事業用地内施設に係る施設設置条例及びSPCを指定管理者として指定する議案を提出する。

### 4. 検討事項

指定管理者制度導入のための指針について、当該PFI事業が具体化する中において、詳細な項目の整理が必要となっている。今回、PFI事業にて取り組む(仮称) お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業への指定管理制度導入にあたって、下記の内容等について当該指針の改定を検討する。

- ・指定期間（現行では新規指定4年間・継続指定5年間を基本とするとの規定のみ）
- ・非公募施設の選定手続き（PFI事業の非公募の取扱いの記載はあり）
- ・利用料金制度導入の取扱い